

事務連絡

平成26年6月6日

関係者 各位

低温センター長

福山 寛

「液体窒素容器等再検査」サービスの開始について（通知）

低温センターでは、本年度より、下記の要領で、高圧ガス保安法に定められた液体窒素用超低温容器（通称、自加圧式容器）の容器再検査及び附属品再検査（容器等再検査）サービスを開始しますので、お知らせします。

記

● 対象

- ・本学で使用する120リットル以下の液体窒素用超低温容器（通称、自加圧式容器）。
※ 低温センターから液体窒素の供給を受けていない容器についても受け付けます。

● サービスの開始時期

- ・平成26年6月9日（月）より受付開始
※ 低温センターから液体窒素供給を受けている容器（登録容器）については、法令で定められた再検査期限の約2ヶ月前に、本センターから所有研究室へ実施時期を通知します。

● 検査料金

- ・容器等検査料金：1台5,000円
- ・検査に使用する液体窒素代金（容器内容積による）
- ・部品交換が発生した場合は、その実費
※ 本郷地区キャンパス（本郷・弥生・浅野）内で受け渡しする容器の配送料はかかりません。本郷地区キャンパス以外の地区から容器等再検査を希望する場合は、所有研究室自身が配送手配してください（配送料は研究室負担）。

● その他

詳細は低温センターホームページをご参照ください。

<http://www.crc.u-tokyo.ac.jp/gyomu/cryo/ln2/saikensa.html>

本件に関する問い合わせ先
低温センター 液化供給部門
teion-info@crc.u-tokyo.ac.jp
(内)22853